

CIDESCO-NIPPON における認定サロン・スパ運用規則

2017年02月24日制定

第1条【目的】

- 1.1 2016年にアイルランドで開催された本部総会において承認可決された、認定サロン・スパ規則の改定事項に基づき、日本国内のCIDESCO認定サロン・スパが、高度なエステティックを維持推進し、もってCIDESCOディプロマの社会的評価を高める事を目的として、この規則を制定する。
- 1.2 日本国内のCIDESCO認定サロン・スパは、その認定申請並びにその後のサロン・スパ運営を通じて、国際規則を遵守することが求められるが、そのために必要な国内手続き並びに最低限保持すべき施設・職員等はこの規則で定める。
- 1.3 本規則並びに関連する様式はCIDESCO-NIPPON（以下「日本支部」という）の理事会の決議により制定・改廃され、必要に応じてCIDESCO国際本部（以下「本部」という）に通知される。

第2条【総則】

- 2.1 日本国内のCIDESCO認定サロン・スパの認定を受けようとする者は、所定の資格を備えた後、本部が定める様式に従って認定申請をすると同時に、日本支部が本規則で定める追加書類を支部へ提出しなければならない。
- 2.2 当該CIDESCO認定サロン・スパは日本支部の推薦を得て提出することが出来る。
- 2.3 CIDESCO認定を受けようとする者は、法令等に従い認可等必要な場合は得ておかなければならない。
- 2.4 CIDESCO認定サロン・スパが申請した内容を変更しようとする場合は、変更届を支部に提出しなければならない。
- 2.5 CIDESCO認定サロン・スパの実態あるいは前項の変更事項が、この規則に反する場合、また国内でCIDESCO認定サロン・スパとして高度なエステティックの維持促進が不十分と認められた場合、日本支部は必要な調査を行い、是正を勧告する事がある。
- 2.6 CIDESCO認定サロン・スパにおいてCIDESCO国際規定に反すると疑われる事象がある場合、支部は理事会に諮った上で本部に報告することができる。
- 2.7 CIDESCO認定サロン・スパは、積極的にCIDESCOを支持しその利益になる活動をしなければならない。たとえば、CIDESCOディプロマ保持者を採用すること、および支部の会員になることが含まれる。

2.8 CIDESCO 認定サロン・スパの認可および取消しは、本部の定めに準拠する。本規則に定めのない事項については本部の認定サロン・スパ規則に従うこと。

第3条【設置主体・認定】

3.1 CIDESCO 認定サロン・スパの設置主体は、日本支部の会員であり、かつその状態を維持しなければならない。CIDESCO 認定サロン・スパは、日本支部の規則・規程を遵守しなければならない。

3.2 機器や衛生状態、施術は CIDESCO 基準に应ずるものであり、日本国内の法令等にも準じていること。

第4条【職員およびその資格】

4.1 サロンオーナー、マネージャーもしくはエステティシャンが1名以上 CIDESCO ディプロマを取得していること。CIDESCO ディプロマの写しもしくは資格の証明となるものを提出しなければならない。

4.2 4.1 の CIDESCO ディプロマ保持者は、支部の会員でなくてはならない。

4.3 スタッフ全員が CIDESCO の定める倫理を遵守すること。

4.4 CIDESCO 認定サロン・スパは、CIDESCO 資格を保持している正規・非正規スタッフ全員を指定された書式を用いて、毎年支部へ登録申請しなければならない。

第5条【店舗・設備】

5.1 申請するサロン・スパはビューティセラピー、ボディとフェイシャルにおいて積極的にサービスを提供してはならない。

5.2 CIDESCO 認定サロン・スパとして提供しなければいけない最低限の施術内容に定めはないが、当該サロン・スパは既存の販促材料や施術メニューおよびサービス内容の一覧、料金表またはチラシがある場合は添付資料として提出すること。

5.3 さまざまな肌質やトリートメントに適したプロフェッショナル仕様のスキンケア化粧品等をそろえ、適切な化粧品情報も整えておかなければならない。化粧品については、一そろいのものを展示し、店頭販売できるものも用意しておくこと。支部へは使用する専用化粧品の一覧もしくはパンフレットを提出すること。

5.4 CIDESCO 認定サロン・スパは、エステティックサロンとして適切な消毒器および消毒剤を備えてはならない。

第6条【検証】

6.1 日本支部は必要に応じて CIDESCO 認定サロン・スパに赴き、規則が守られている事を検証するものとする。もし違反や不具合が発見された場合は、是正を勧告する事がある。また必要があれば第2条2.5項を準用して本部へ報告する。

第7条【金融上の義務】

7.1 CIDESCO 認定サロン・スパは日本支部に対し、すべての金融上の義務およびその他の義務を完全に果たすこと。

第8条【所有権や店舗の移動による変動】

8.1 CIDESCO 認定サロン・スパの所有権に変動があった場合、もしくは移転した場合は、遅くとも変動が生じてから1カ月以内に書面による届け出を支部へ提出しなければならない。当該変更は支部から本部へ報告される。

【附則】

- 1 この細則は2017年02月24日に実施する。
- 2 旧規定により CIDESCO 認定サロンとなったサロンの呼称については「チャーターサロン」と称する。